

一般社団法人 自立支援センター大阪

定 款

平成25年 9 月 8 日作成
平成25年 9 月18日公証人認証
平成25年 9 月20日法人成立

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 自立支援センター大阪 と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市住吉区沢之町一丁目1番2号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢化社会のニーズに即応して実施する高齢者の自立支援に関する事業を行い、明るく活力のある長寿社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ・ (1) 高齢者の就労機会の拡充を支援する事業
- ・ (2) 高齢者の豊かな経験を継承することができる講座の開催
- .. (3) 高齢者が抱える医療、介護、年金、成年後見、相続等の諸問題に関して専門職への相談の機会を提供する事業
- .. (4) 高齢者の健康と生きがいづくりに係るイベント及び講演会の開催
- .. (5) 高齢者の健康と生きがいづくりに関する情報収集、研究及び提言の実施
- (6) 高齢者及びその家族等の相互の交流と互助の心を育む場としての地域交流サロンの運営
- (7) 高齢者の生活及び外出を支援するための事業
- (8) 高齢者の見守り、安否確認を兼ねた配食事業
- (9) ボランティアの育成及び派遣マネジメント
- (10) 道路運送法による自家用有償旅客運送
- (11) サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム及び高齢者住宅に関する相談、企画、運営及び管理
- (12) 高齢者向け住宅の建築、改修に関する相談、企画及び施工
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は法人

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時に、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 任意退会をもって、一般法人法上の任意退社とする。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- ・ (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- ・ (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ・ (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- ・

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名

- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 13 条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年一回 11 月に開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

（招集）

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その召集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、理事長は総会の日の 1 週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。ただし、総会に出席しない正会員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合には 2 週間前までに通知を発しななければならない。

（議長）

第 15 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

（議決権）

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 17 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過

半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

4 理事長以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4か月を超える期間で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対しては、職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第 30 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思決定をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた時は、その限りではない。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 基金

(基金の拠出)

第 32 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 36 条 この法人は、剰余金を分配することができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第33条規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成26年8月31日までとする。
- 3 この法人の設立時社員の氏名または名称及び住所は次のとおりである。

住所	大阪府岸和田市下松町二丁目13番20号
氏名	森下 恵子
住所	大阪市住吉区南住吉四丁目15番11-201号
氏名	長田 公子
住所	大阪市住之江区新北島七丁目2番2-705号
氏名	石橋 淳一
住所	大阪市中央区上本町西四丁目1番5-801号
氏名	小寺 信行
- 4 この法人の設立時理事、設立時理事長及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事	森 下 恵 子
同	長 田 公 子
同	石 橋 淳 一
設立時理事長	森 下 恵 子
設立時監事	小 寺 信 行